

(第13号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (議員報酬の額)		第1条 (略) (議員報酬の額)	
第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。		第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。	
議長	909,200円	議長	901,100円
副議長	770,400円	副議長	763,500円
委員長	660,100円	委員長	654,200円
副委員長	630,300円	副委員長	624,700円
上記以外の議員	600,200円	上記以外の議員	594,800円
第3条～第5条 (略) (期末手当)		第3条～第5条 (略) (期末手当)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の211</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の202.5</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
3～5 (略)		3～5 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 この条例は、令和7年3月1日から施行する。			

(参 考)

第2条関係

	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
現 行	901,100	763,500	654,200	624,700	594,800
改正案	909,200	770,400	660,100	630,300	600,200
差	8,100	6,900	5,900	5,600	5,400

第6条関係

	6月	12月	年間
現 行	202.5/100	202.5/100	405/100
改正案	211/100	211/100	422/100
差	8.5/100	8.5/100	17/100